

徳島県選挙管理委員会告示第四十八号

鳴門市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和二年八月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

施設 の 名 称	所 在 地
鳴門市板東南ふれあいセンター	鳴門市大麻町川崎三九四
鳴門市旧市民課瀬戸連絡所	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り式二六六